児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県条例第十八号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条　児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　基準該当通所支援に関する基準（第四十八条―第五十三条の二）」を

「第五節　共生型障害児通所支援に関する基準（第四十七条の二―第四十七条の五）
第六節　基準該当通所支援に関する基準（第四十八条―第五十三条の二）」

に、「第五節　基準該当通所支援に関する基準（第七十一条―第七十三条）」を

「第五節　共生型障害児通所支援に関する基準（第七十条の二）
第六節　基準該当通所支援に関する基準（第七十一条―第七十三条）」

に、「第六章　保育所等訪問支援」を

「第六章　居宅訪問型児童発達支援
第一節　基本方針（第七十三条の二）
第二節　人員に関する基準（第七十三条の三―第七十三条の四）
第三節　設備に関する基準（第七十三条の五）
第四節　運営に関する基準（第七十三条の六―第七十三条の八）
第七章　保育所等訪問支援」

に、「第七十八条―第八十条」を「第八十条」に、「第七章」を「第八章」に、「

）

」

第八章」を「第九章」に改める。

第一条中「第二十一条の五の十五第二項第一号並びに法第二十一条の五の十八第一項及び第二項」を「第二十一条の五の十五第三項第一号、法第二十一条の五の十七第一項各号並びに法第二十一条の五の十九第一項及び第二項」に改める。

第二条第二項第三号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改め、同項第四号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、第七十三条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　共生型通所支援　法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定障害児通所支援をいう。

第三条第三項中「第二十一条、第四十五条及び第六十五条において」を「以下」に改める。

第六条第一項第一号中「一　指導員又は保育士」を「一　児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第二号中「（平成二十四年広島県条例第三号）」を削り、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六条第三項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「（児童福祉法に基づく児童福祉施設

の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

６　第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十六条第三項の次に次の二項を加える。

４　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

５　指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十五条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第四十六条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

第四十八条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十一条中「前節」を「第四節」に改める。

第五十二条中「（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条に規定する指定生活介護

事業者をいう。）」、「（指定障害福祉サービス等基準条例第六十九条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十三条前段を次のように改める。

　次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。

第五十三条第一号中「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第五十三条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十三項に規定する複合型サービスであって、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に登録を受けた者（以下「登録者」という。）を通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」を「、指定小規模多機能型居宅介護事業所等のうち、通いサービス（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う通いサービスを除く。以下この条において同じ。）」に改め、「行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等」の下に「（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「登録者」の下に「（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録をした者を除く。）」を加え、「（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業につ

いて三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第四十七条の二　児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十二条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第六十九条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第四十七条の三　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第八十条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第八条第十七項に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）を行

う者をいう。）（第五十三条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第八十二条第二項第一号又は介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第五十三条第一号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第四十七条の四　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十三項に規定する複合型サービスであって、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機

能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。第五十三条の二において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第八十四条の二に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第百三十六条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十四条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第七十条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。第五十三条の二において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。第五十三条の二

において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営されるものをいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、十八人）以下とすること。

二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（第五十七条の二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（登録者を通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（小規模多機能型居宅介護に係る部分に限る。）又は同法第百十五条の十四第三項に規定する市町の条例（介護予防小規模多機能型居宅介護に係る部分に限る。）に規定する居間及び食堂をいう。第五十三条の二第三項において同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を当該指定

小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十七条の五　第五条、第八条、第九条及び前節（第十二条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第五十五条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第六十五条第一項第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六十五条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十条中「第二十七条」を「第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第六十九条第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条」に改める。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第七十条の二　第八条、第九条、第十三条から第二十二条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条から第四十二条まで、第四十四条から第四十六条まで、第四十七条から第四十七条の四まで、第六十四条及び第六十九条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第八章を第九章とする。

第八十一条第一項中「第六十五条第一項、第二項及び第四項」の下に「、第七十三条

の三第一項」を、「同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と」の下に「、第七十三条の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）とあるのは、「多機能型事業所」と」を加える。

第七章を第八章とする。

第七十七条を次のように改める。

（準用）

第七十七条　第七十三条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第七十八条及び第七十九条を次のように改める。

第七十八条及び第七十九条　削除

第八十条中「第二十四条から第二十九条まで」を「第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七条から第二十九条まで」に、「及び第四十四条から第四十七条まで」を「、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七」に、「第七十九条」を「第八十条において準用する第七十三条の七」に、「第七十八条」と、」を「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十六条第一項及び」に改める。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　居宅訪問型児童発達支援

第一節　基本方針

第七十三条の二　居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第七十三条の三　指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二　児童発達支援管理責任者　一以上

２　前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職

員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第六十七条第十五項に規定する心理指導担当職員をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3　第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第七十三条の四　第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十三条の三第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節　設備に関する基準

第七十三条の五　指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2　前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節　運営に関する基準

（通所利用者負担額の受領）

第七十三条の六　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事

業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第七十三条の七　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一　事業の目的及び運営の方針

二　従業者の職種、員数及び職務の内容

三　営業日及び営業時間

四　指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五　通常の事業の実施地域

六　サービスの利用に当たっての留意事項

七　緊急時等における対応方法

八　虐待の防止のための措置に関する事項

九　その他運営に関する重要事項

（準用）

第七十三条の八　第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十七条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十三条の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二

十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条　児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第四項中、「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。）」に改め、同条第八項及び第十二項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八十一条第七項及び第九項中「看護師」を「看護職員」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第四項を削る。

第六条第六項を削る。

第四十二条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十条―第四十四条）
」を
「
第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第三十九条の二―第三十九条の
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十条―第四十四条）

四）」に、「第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十五条―第八十七条）」を
「第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第八十四条の二―第八十四条の五）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十五条―第八十七条）」に、「第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十九条・第百条）」を
「第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十八条の二―第九十八条の四）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十九条・第百条）」に、「第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百三十七条―第百三十八条）」を
「第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第百三十六条の二―第百三十六条の四）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百三十七条―第百三十八条）」に、「第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百四十五条―第百四十六条）」を
「第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第百四十四条の二―第百四十四条の四）
第六節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百四十五条―第百四十六条）」に、「第百五十三条」を「第百五十二条の二」に、
「第十四章　就労定着支援
第一節　基本方針（第百七十九条の二）
第二節　人員に関する基準（第百七十九条の三・第
第三節　設備に関する基準（第百七十九条の五）
第四節　運営に関する基準（第百七十九条の六―第
「第十四章　共同生活援助」を
第十五章　自立生活援助
第一節　基本方針（第百七十九条の十二）
第二節　人員に関する基準（第百七十九条の十三・
第三節　設備に関する基準（第百七十九条の十五）
第四節　運営に関する基準（第百七十九条の十六―
第十六章　共同生活援助
百七十九条の四）

百七十九条の十一）
第百七十九条の十四）
第百七十九条の十九）」に、

「第五節　外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準
第一款　趣旨及び基本方針（第百八十六条の二・第百八十六条の三）
第二款　人員に関する基準（第百八十六条の四・第百八十六条の五）
第三款　設備に関する基準（第百八十六条の六）
第四款　運営に関する基準（第百八十六条の七―第百八十六条の十二）」

を

「第五節　日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準
第一款　趣旨及び基本方針（第百八十六条の二・第百八十六条の三）
第二款　人員に関する基準（第百八十六条の四・第百八十六条の五）
第三款　設備に関する基準（第百八十六条の六）
第四款　運営に関する基準（第百八十六条の七―第百八十六条の十）
第六節　外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準
第一款　趣旨及び基本方針（第百八十六条の十一・第百八十六条の十二）
第二款　人員に関する基準（第百八十六条の十三・第百八十六条の十四）
第三款　設備に関する基準（第百八十六条の十五）
第四款　運営に関する基準（第百八十六条の十六―第百八十六条の二十一）」

に、

「第十五章　多機能型に関する特例（第百八十七条・第百八十八条）
第十六章　削除」

を「第十七章　多機能型に関する特例（第百八十七条・第百八十八条）」に、「第十七章」を「第十八章」に、「第十八章」を「第十九章」に改める。

第一条中「第三十六条第三項第一号」の下に「、第四十一条の二第二項」を加える。

第二条第二項第七号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、同条例第七十三条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　共生型障害福祉サービス　法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第三条第一項中「指定就労継続支援B型の事業」の下に「、第百七十九条の二に規定する指定就労定着支援の事業、第百七十九条の十二に規定する指定自立生活援助の事業」を加える。

第六条第一項中「第百八十六条の二及び第百八十六条の十第二項」を「第百八十六条の十一及び第百八十六条の十九第二項」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「前節」を「第四節」に改める。

第三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第三十九条の二　居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数を当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

二　共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第三十九条の三　重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定訪問介護事業所の従業者の員数が、指定訪問介護の利用者の数及び共生型重

度訪問介護の利用者の数の合計数を当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

二　共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第三十九条の四　第五条（第三項及び第四項を除く。）、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節（第三十九条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第七十七条の二　指定生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第八十五条第一号中「指定通所介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第八十条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十七項に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」を「指定通所介護事業所等」に改め、「（指定居宅サービス等基準条例第八十二条第二項第一号又は介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十六条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法第四十二条の二第一

項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十三項に規定する複合型サービスであって、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第九十九条、第百三十七条の二及び第百四十五条の二において同じ。）」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に登録を受けた者（以下「登録者」という。）を通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第九十九条、第百三十七条の二及び第百四十五条の二において同じ。）のうち通いサービス（指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る通いサービスを除く。以下この条、第九十九条、第百三十七条の二及び第百四十五条の二において同じ。）」に改め、「基準該当生活介護事業所」の下に「（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第九十九条、第百三十七条の二及び第百四十五条の二において同じ。）」を加え、同条第一号中「登録者」の下に「（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録をした者を除く。第九十九条、第百三十七条の二及び第百四十五条の二において同じ。）」を加え、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。以下同じ。）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第九十九条、第百三十七条の二及び第百四十五条の二において同じ。）」に改め、同条第二号

中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「居間及び食堂」の下に「（介護保険法第百十五条の十四第三項に規定する市町の条例（介護予防小規模多機能型居宅介護に係る部分に限る。）に規定する居間及び食堂を除く。第九十九条、第百三十七条の二及び第百四十五条の二において同じ。）」を加える。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第八十四条の二　生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第二百十五条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第百八十七条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数を当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数とした場合において、必要とされる数以上であること。

二　共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第八十四条の三　共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第八条第十七項に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）（以下「指定通所介護事

業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第八十二条第二項第一号又は介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積は、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数とした場合において、必要とされる数以上であること。

三　共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第八十四条の四　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十三項に規定する複合型サービスであって、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予

防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第百三十六条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第百四十四条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第四十七条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第七十条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第百三十六条の三及び第百四十四条の三において同じ。）は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関

する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営されるものをいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、十八人）以下とすること。

二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（登録者を通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百三十六条の三及び第百四十四条の三において同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護に係る部分に限る。）又は同法第百十五条の十四第三項に規定する市町の条例（介護予防小規模多機能型居宅介護に係る部分に限る。）に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数とした場合にお

いて、指定小規模多機能型居宅介護等に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五　共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第八十四条の五　第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第六十九条、第七十一条及び前節（第八十四条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第八十九条第一項第二号中「又は第百八十六条の四第一項」を「、第百八十六条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第百八十六条の十三第一項」に改め、同号イ中「又は第百八十六条の二」を「、第百八十六条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第百八十六条の十一」に改め、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。）」を「規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第百八十六条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」に、「第百八十六条の四第一項」を「第百八十六条の十三第一項」に改め、「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。」の下に「以下この章において同じ。」を加え、同条第二項第二号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の下に「（第百八十六条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号イ中「指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「（第百八十六条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を、「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同条第三項第一号中「第百八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業所、第百八十六条の四第一項に規定する」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号イ中「第百八十六条の二」の下に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第百八十六条の十一」を加える。

第九十七条第二号中「第百八十六条の四第一項」を「第百八十六条の十三第一項」に改める。

第九十九条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能

型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第六章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第九十八条の二　短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積は、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第百十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が、一〇・六五平方メートル以上であること。

二　指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数を当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

三　共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十八条の三　共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護に係る部分に限る。）又は同法第百十五条の十四第三項に規定する市町の条例（介護予防小規模多機能型居宅介護に係る部分に限る。）に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録者を宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護等をいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

三　共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十八条の四　第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第三十八条まで、第四十七条、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第八十八条及び前節（第九十七条及び第九十八条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第百二条第四項中「専任かつ」を削る。

第百八条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第百九条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援の利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項

」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第百二十九条中「専ら身体障害者に対して、」を削る。

第百三十六条中「第七十八条」を「第七十七条の二」に改める。

第百三十七条の二各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第九章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百三十六条の二　自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

三　共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百三十六条の三　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、二十九人（サテライト型指

定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とすること。

二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護等に係る従業者の員数に係る基準を満たしていること。

五　共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百三十六条の四　第十条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十一条、第七十七条の二から第八十三条まで、第百二十九条及び前節（第百三十六条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第百三十九条中「専ら知的障害者又は精神障害者に対して、」を削る。

第百四十四条中「第七十八条」を「第七十七条の二」に改める。

第百四十五条の二各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に

改め、同条各号列記以外の部分及び第四号中「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第十章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百四十四条の二　自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

三　共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百四十四条の三　共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とすること。

二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員

二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護等に係る従事者の員数に係る基準を満たしていること。

五　共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十四条の四　第十条から第十九条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十一条、第七十七条の二から第八十三条まで、第百三十四条、第百三十五条、第百三十九条及び前節（第百四十四条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第十一章第四節中第百五十三条の前に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第百五十二条の二　指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第百五十七条中「第七十六条から第八十三条まで」を「第七十六条、第七十七条、第七十八条から第八十三条まで」に改める。

第十八章を第十九章とする。

第十七章を第十八章とする。

第十六章を削る。

第百八十七条第一項中「（指定通所支援基準条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（同条例第六十五条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第十五章を第十七章とする。

第百八十四条第三項中「家事等」の下に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第百八十六条の十二中「第百八十六条の十二」を「第百八十六条の二十一」に改め、第十四章中同条を第百八十六条の二十一とする。

第百八十六条の十一を第百八十六条の二十とし、第百八十六条の八から第百八十六条の十までを九条ずつ繰り下げる。

第百八十六条の七第一項中「第百八十六条の九」を「第百八十六条の十八」に改め、同条を第百八十六条の十六とする。

第十四章第五節第三款中第百八十六条の六を第百八十六条の十五とし、同節第二款中第百八十六条の五を第百八十六条の十四とし、第百八十六条の四を第百八十六条の十三とし、同節第一款中第百八十六条の三を第百八十六条の十二とする。

第百八十六条の二中「第百八十六条の十二」を「第百八十六条の二十一」に、「第百八十六条の四第一項」を「第百八十六条の十三第一項」に改め、同条を第百八十六条の十一とする。

第十四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

第一款　趣旨及び基本方針

（趣旨）

第百八十六条の二　第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第百八十六条の三　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活の援助、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果

的に行うものでなければならない。

第二款　人員に関する基準

（従業者）

第百八十六条の四　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　世話人　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を五で除して得た数以上

二　生活支援員　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、常勤換算方法で、障害者支援区分及び利用者の数に応じて規則で定める数以上

三　サービス管理責任者　イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ　利用者の数が三十以下　一以上

ロ　利用者の数が三十一以上　一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2　前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3　第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

4　第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5　第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

（準用）

第百八十六条の五　第百八十二条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款　設備に関する基準

第百八十六条の六　日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地等で利用者の家族及び地域住民と交流しやすい地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。

３　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

４　共同生活住居の入居定員は、二人以上十人以下とする。ただし、構造上共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。

５　既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

６　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

７　共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

８　ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

９　ユニットの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二　一の居室の面積は、収納設備等に要する面積を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款　運営に関する基準

（実施主体）

第百八十六条の七　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第八十八条に規定する指定短期入所（第八十九条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。

）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第百八十六条の八　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

２　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

３　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（協議の場の設置等）

第百八十六条の九　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴取しなければならない。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第百八十六条の十　第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条、第百四十三条の二、第百八十三条の二から第百八十三条の六まで及び第百八十四条の二から第百八十五条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十六条の十において準用する第百八十四条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条の十において準用する第百八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十六条の十において準用する第百八十三条の

四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第十四章を第十六章とする。

第十三章の次に次の二章を加える。

第十四章　就労定着支援

第一節　基本方針

第百七十九条の二　就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者に対して、規則で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節　人員に関する基準

（従業者）

第百七十九条の三　指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2　指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。

）の区分に応じて、当該各号に定める員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

一　利用者の数が六十以下　一以上

二　利用者の数が六十一以上　一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3　前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

4　第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5　第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

（準用）

第百七十九条の四　第四十七条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節　設備に関する基準

第百七十九条の五　指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節　運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第百七十九条の六　サービス管理責任者は、第百七十九条の十一において準用する第五十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一　利用申込者の利用に際し、当該利用者に係る他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二　利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（実施主体）

第百七十九条の七　指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに利用者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス

事業者でなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第百七十九条の八　指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに利用者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

２　指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第百七十九条の九　指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（運営規程）

第百七十九条の十　指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一　事業の目的及び運営の方針

二　従業者の職種、員数及び職務の内容

三　営業日及び営業時間

四　指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五　通常の事業の実施地域

六　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七　虐待の防止のための措置に関する事項

八　その他事業の運営についての重要事項

（準用）

第百七十九条の十一　第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十

八条まで、第五十三条、第五十四条及び第六十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条の十一において準用する第二十一条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十一において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十五章　自立生活援助

第一節　基本方針

第百七十九条の十二　自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節　人員に関する基準

（従業者）

第百七十九条の十三　指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　地域生活支援員　指定自立生活援助事業所ごとに、一以上

二　サービス管理責任者　指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ　利用者の数が三十以下　一以上

ロ　利用者の数が三十一以上　一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

２　前項第一号に規定する地域生活支援員の員数は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

３　第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合

その他これによることができない場合は、推定数による。

4　第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第百七十九条の十四　第四十七条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節　設備に関する基準

（準用）

第百七十九条の十五　第百七十九条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節　運営に関する基準

（実施主体）

第百七十九条の十六　指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第百七十九条の十七　指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第百七十九条の十八　指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2　指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3　指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第百七十九条の十九　第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十

八条まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第百七十九条の六及び第百七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十九において準用する第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十九において準用する次条第一項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第三条第一項中「第百八十六条の六」を「第百八十六条の十五」に改め、同条第二項中「第百八十三条第二項から第七項まで」の下に「（第百八十六条の十五において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第七条中「第百八十六条」の下に「又は第百八十六条の二十一」を加える。

附則第九条第一項中「第百八十四条第三項」の下に「及び第百八十六条の八第四項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第百八十四条第三項」の下に「及び第百八十六条の八第四項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条・第十条」を「第九条」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第十条を次のように改める。

第十条　削除

附則第五条中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ。」を「規定する児童発達支援をいう。」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ。」を「医療型児童発達支援をいう。」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業」を「放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」に、「同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。」を「同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第四十一条の二　生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第四十八条中「専ら身体障害者に対して、」を削る。

第五十二条中「第四十二条から第四十六条まで」を「第四十一条の二から第四十六条まで」に改める。

第五十三条中「専ら知的障害者又は精神障害者に対して、」を削る。

第五十七条中「第四十二条から第四十六条まで」を「第四十一条の二から第四十六条まで」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第六十一条の二　就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十六条中「第四十条から第四十六条まで」を「第四十条、第四十一条、第四十二条から第四十六条まで」に改める。

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第七条　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十六年広

島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第百八十六条の二」を「第百八十六条の十一」に改める。

附則第三条中「第百八十六条の四」を「第百八十六条の十三」に改める。

附則第四条第一項及び第二項中「第百八十六条の六」を「第百八十六条の十五」に改める。

附則第七条中「第百八十六条の十二」を「第百八十六条の二十一」に改める。

附則第九条、第十条及び第十一条中「第百八十六条の六」を「第百八十六条の十五」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第六条（第三項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第六条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に旧条例第四十八条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第四十八条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4　この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第一項から第三項まで及び第六条第一項から第五項までに規定する指定福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第五条第四項及び第六条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の同条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5　この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事

項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第一項第一号及び第六号並びに第九条に規定する指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなされている同条例第六条及び第十条に規定する指定障害者支援施設については、第五条の規定による改正後の同条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。